

令和3年度第3回静岡市男女共同参画審議会 会議録

1 開催日時 令和4年2月15日（火）午前9時30分～午前11時40分

2 開催方法 オンライン（Zoom ミーティング）

3 出席者 <出席委員> 葦名委員、天野委員、岡本委員、川島委員、
齋田委員、坂巻委員、田中志保委員、
田中卓也委員、松尾委員、松下委員、
松永委員、松林委員
<欠席委員> 岩瀬委員、小長谷委員、藤田委員
<オブザーバー> 谷口静岡市女性会館館長
<事務局> 鎌田男女共同参画課長、川口主査、杉山主任主事、
阪東主任主事、中村主任主事

4 傍聴者 なし

5 会議内容

【1 開会】

【2 男女共同参画課長挨拶】

【3 議事】

(1) 「令和3年度静岡市女性の労働実態調査」報告

(2) 「第4次静岡市男女共同参画行動計画」等の策定について

ア 現計画の検証と課題の整理について

イ 課題解決に向けた方向性について

(3) (仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度の導入について

ア 「(仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度」骨子案のパブリックコメントの結果報告

イ (仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱 (案)

ウ 制度導入時に適用できる行政・企業サービスについて

【4 事務連絡】

【5 閉会】

(会議録)

【3 議事】

事務局 (1) 「令和3年度静岡市女性の労働実態調査」報告

(坂巻会長)

資料1-1の従業員アンケート回答の性別の偏りについて、男性の方が少なく、女性の方が2倍近いという状況だが、配布の際にどのように依頼したのか伺いたい。また、資料1-2の136ページに「ご意見・ご要望の一部をご紹介」と記載があったが、一部とはどのような意味か。一部抜粋されているとして、その公平性は、市から見て問題がないか。

(事務局)

回答者の属性については、一事業所あたり従業員4名に回答していただくが、その4名の選抜方法として、各事業所に、可能な限り男性と女性の割合を平等にってもらうよう依頼している。調査名が、「女性の労働実態調査」となっていることもあり、事業所として、女性の方に多く回答してもらうべきものと解釈していただき、その結果、こういった形で女性の方の回答が多かったのではないかと考えている。

資料1-2の136ページ以降の自由意見欄は、似たようなご意見をまとめさせていただいた。

(坂巻会長)

資料1-2自由意見欄についてだが、同じ意見が多数あるということは、同じことを考えている人が多いということであろう。量的な情報も加味していただければありがたい。

(田中志保委員)

資料1-2、61ページの回答者の割合で正規従業員とパートタイマーの割合に偏りがある。女性の半数が非正規にも関わらず、回答者は、正規職員84.9%でパートタイマーが10%となっていて、今後は是正が必要と思った。

また、資料1-264ページの従業員の収入について、選択肢の間隔が様々である点も気になった。

(葦名委員)

資料1-1の22ページの設問「あなたは、女性が結婚後も働き続けることについてどう思いますか。」は、質問自体にバイアスがかかっていると感じた。「結婚後も働き続けることについて男女問わずどう思うか」というような聞き方をすれば、また回答が違ったのではないか。

事務局 (2)「第4次静岡市男女共同参画行動計画」等の策定について

ア 現計画の検証と課題の整理について

(天野委員)

第3次男女共同参画行動計画の基本目標10の成果指標は「子宮頸がん検診の受診率」だが、子宮頸がんのワクチン接種は積極勧奨となったため、指標を引き続き検診受診率とするのか、ワクチンの接種を進めていくべきか検討するのだろうか。検診受診率であるならば、目標値についてこのままでよいと思う。

同計画基本目標4の指標5、市の審議会等における女性委員の割合について、人材リストを作成して登用を増やしていくという説明だったが、そもそも審議会自体の募集広報についてどの程度されているのだろうか。広報についても考えることが必要ではないか。

(松尾委員)

女性の労働実態調査や各計画の評価と課題について、もう少し現場の情報を取り入れた方がよいと感じた。例えば女性管理職の登用について、女性自身の意識向上や男性管理職が女性登用を進めるとの記載があったが、お茶汲みを女性だけがさせられるような職場で果たして管理職が目指せるのかという問題もある。現場の女性から実際に聞き取りをしないと活かさない部分があると思う。この審議会委員にも現場の女性を近くで支援されている方がいるので、意見を吸い上げてより現実的な解決案に結び付けてほしい。

DV防止計画関連では性教育について、県や市での対策も重要だが、国として教育を進めていく必要があると思うので、県や市は国への働きかけが必要ではないか。

(田中志保委員)

基本目標2の指標2「中学校における男女共同参画」について、市の出前講座よりも校則の見直しが重要だと考えている。以前、中学入学時に学校から、「LGBT当事者でなければ長髪でいることに理由がある」と言われた男子がいたと聞いた。上辺だけの講座だけでは変わらないので、校則の見直しから進めていただきたい。

女性活躍推進計画基本目標1の評価と課題に、「コロナ禍で減収したシングルマザーが増加しているため、これまでの女性活躍推進事業に加え、就労の支援の強化が必要」との記載があったが、女性の非正規労働者が多いことや賃金格差は、社会構造がもたらしたものであって、私がこの2年間支援してきたシングルマザーにはダブルワーク、トリプルワークをしてやっと20万の収入を得ている方もおり、もっと支援団体にヒアリングをしたうえで検証してほしい。児童扶養手当の上限撤廃や関連する国の施策にも関わってくると思っている。

(松林委員)

男女参画行動計画指標4の「週間就業時間60時間以上の男性割合」について、割り算すると週5日であれば1日12時間、週6日であれば1日10時間となるが、60時間以上という基準を、40時間などもっと下げてよいのではないか。そうでなければ、男性も家事・育児を分担できにくくなり、女性の管理職への希望も増えないのではないか。

同計画指標10「保育所待機児童数」について、ここ数年0だが、本当に0なのか疑ってみる必要があるように思う。正社員になりたいが、子どもを保育所に預けてないので正社員になりにくい、あるいは正規職員でないと子どもを預けられないという矛盾がある。正社員で子どもを預けられない人がいなくなったとしても、子どもを預けられないので正社員になれない人にも焦点をあててほしい。

DV防止計画の基本目標2「身近で相談できる体制の整備」について、「相談窓口の更なる周知、被害者を確実に相談窓口につなげられるように」とあるが、コロナ禍で、女性の加害者からのカウンセリング依頼が増えている状況のため、被害者だけでなく加害者も確実に相談窓口につなげられるようにしていきたい。また、「被害者を専門の相談機関に結びつけられるように」という記載についても加害者も並列で扱ってほしい。さらに、基本目標5の評価と課題中、「加害者対策についての具体的な施策を検討する必要がある」という記載があったのはありがたい。これからは加害者についても対応していくことが必要だと感じた。

(岡本委員)

男女共同参画行動計画と女性活躍推進計画の指標4、男性の「育児休業」「介護休業」

取得については概ね達成している。この4月から法改正もあり取得の働きかけが義務付けられることから、今後は育休介護休業の取得率を追ってはどうか。また、指標10の「週間就業時間60時間以上」に関して、先日新聞で「男性がもっと家事をするためには、一日の就業時間を10時間以内にしないとできない」という記事を読んだ。就業時間には通勤も含めた時間として考えるほうがいいように思う。

イ 課題解決に向けた方向性について

(齊田委員)

若年者への支援について、現計画にも盛り込まれているが、現在課題になっていることは、私たちがそれぞれ得てきた価値観に基づいていると考えており、次世代への啓発や取組みが見えづらいので、ぜひ重視して進めていただきたい。

(坂巻会長)

資料2、現計画の基本目標2の評価と今後の課題の欄には、「学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進に取り組んでいる」とあるが、齊田委員のご意見のように強化が必要と考える。若年時代からの教育は非常に重要であり、ジェンダーの平等や差別をなくしていくため、意識醸成が求められる。

(天野委員)

行動計画指標7「自治会・町内会における女性役員の割合」について、私自身男女共同参画の視点から防災を考える講座を受け、防災について考える際の視野が広がったように感じている。同じく受講された女性たちが町内会で防災に携わっているという話も聞いている。女性の役員がいる自主防災組織の割合が53.5%と書かれているが、女性が一人参画しただけでは発言がしづらい雰囲気にならないので、参画した女性が負担なく役を継続できるフォローも今後視野に入れてほしい。

(坂巻会長)

自主防災会に入った女性自身が尽力するだけでなく、受け入れ側の意識改革も同時に必要とされる。さらに言えば、発災時の意思決定に女性の観点が入るよう、意思決定の場に女性が入ることを推進してほしい。避難所の運営マニュアルについても、作成の段階からジェンダー平等や性的少数者といった視点が盛り込まれていなければ活用されないと考える。次期計画の中でも、防災について力を入れていただきたい。

(松下委員)

計画には行政が関与できることを盛り込まなければ、実効性が担保できず意味がなくなってしまうと考えている。例えば、田中(志)委員から発言のあった校則の見直しについても、子どもに何かを発言させることも大切だが、教員の研修にもジェンダー視点をきちんと入れていくということが大切だと思う。防災については、女性会館で地域の防災担当者や様々な関係者とともに女性視点を入れた講座を実施して、フォローアップにも力を入れているが、自治会の組織の役員に男女一人ずつ入れるように、市で指導していただくとか、そもそも女性が行きにくい時間帯や会場、やり方になっていないか、男性主導となりがちなところに行政から声掛けをしていった方がよいと思う。

(坂巻会長)

今まで女性が参画しにくかった活動については、女性が行きやすい時間帯を設定するほか、家事や育児に男性が取組みにくい時間帯があればそれも変更していく必要がある。意識を変えるのは非常に難しい。形から変えていくことが重要ではないか。今後、育児や家庭にかかわるイベントについては、男女両方とも皆が参加しやすい時間の設定を検討すべきではないか。

(松永委員)

静岡市女性活躍推進計画の現計画の課題として、女性管理職の登用というキーワードがとても多いように感じた。同計画の体系図中、基本目標1、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置の(2)希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援の措置という部分が、あまり推奨されていない印象を受けた。女性が全員、果たして管理職に就きたいのかどうか、女性自身が思う多様な働き方ができているのかどうかという視点も強化していただきたい。

(坂巻会長)

性別問わず、ライフステージに応じて、状況に応じて働き方を選択できる環境づくりが重要であろう。

(田中卓也委員)

私が教育分野に携わっていることや災害の経験から、他の委員の意見には賛同している。また、本審議会は年間の回数が限られるので、幅広い意見交換ができるよう開催回数を増やすことも視野に入れていただきたい。

(川島委員)

行動計画の指標2「中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合」については、実施の有無だけでなく、どのような内容で取り組むかも大切ではないか。

また、田中(志)委員の話にもあったように、頑張っているにも関わらず苦勞されている女性がたくさんいる。福祉行政と、是非横の連携をとっていただきたい。

(坂巻会長)

社会課題に対して、市にどのように関与してもらうのが重要だと思う。可能であれば、市としてどのように働きかけてもらいたいかということにまで、踏み込んだご意見をいただければありがたい。

(葦名委員)

男女共同参画行動計画の基本目標9「男女間のあらゆる暴力の根絶」について、指標12は「DV相談窓口の周知度」とあるが、結局のところ重要なのは相談に来た人をどこまでフォローできているかという点だと思う。そもそもDVで相談に来ること自体物凄く勇気が要ることである。行政は悩みを聞いただけで終わっていないだろうか。普段私が相談を受ける中で、既に訴える他解決方法がない状態となってはじめて相談者にお会いすることが多く、「もっと早く相談につながっていたら」と歯がゆく感じている。ま

た、お子さんがいる家庭で我慢を強いられているご家庭も多く、窓口まで出向いて相談する方法が馴染まないケースもあって気になっている。勇気を出して相談にきたDV被害者の手を離さず継続的にサポートするような仕組みが整っていないと、DVの根絶には至らないと考える。

(坂巻会長)

前回の審議会で田中(志)委員からも問題提起があったが、女性に対する暴力だけを考えるのではなく、子どもへの暴力もまとめて考える必要があり、あわせて支援できるような体制づくりが重要と考える。

男女共同参画行動計画、DV防止基本計画、女性活躍推進計画の3つの計画をまとめることについてご意見はいかがか。個人的には、DVも女性活躍も男女共同参画の計画と重複する指標が多いことと、ジェンダー平等あつての活躍推進で、女性が継続して自ら職業を選んで働き続けられるためには、男性にとっての男女共同参画の推進が密接に関係してくるため、「DV防止基本計画」と「女性の活躍推進」を男女共同参画行動計画全体から切り離して独立させるのは難しいのではという印象である。

計画をまとめることにより、DVや防災、男性のワークライフバランスなど重点的に進めるべき施策へ、人・予算・時間をかけていただけるようにしたい。前回、田中(志)保委員から、女性活躍推進計画は他の2計画と切り離してもよいのではとのご意見があったので御意向を伺いたい。

(田中志保委員)

今の坂巻会長のお話から、3計画はまとめたほうが良いように思えてきた。

(岡本委員)

計画をまとめることに賛同する。

(松尾委員)

3つの計画は重複部分が多く、分かれていることでやりにくいという部分もあるかと思う。3つ一緒になることで、効果的にできることも多くなるのではないか。

(坂巻会長)

3計画をまとめることによって、市民にとって分かりやすくなるだけでなく、市事務局の業務効率化も図れるのであれば、まとめた方がよいと思うが、事務局としてはどうか。

(事務局)

指標重複などの理由から、計画に紐づく各事業の進捗状況について、今現在も3つの計画まとめて関係する所属へ照会している。会長ご発言のとおり、3つの計画がまとまっていた方が、より効率的に事務も進められるように思う。

(坂巻会長)

3つの計画を1つにまとめるほうが、運用その他の面において事務局にとってメリットがあるとのことであるから、この審議会としては3つの計画を1つの計画、男女共同

参画行動計画にまとめる方向性で推していくかたちとする。

(各委員)

異議なし。

(川島委員)

先ほどから何度も話題にはなっているが、「男女共同参画」の視点は、いずれの分野にも関わってくるような内容も多いため、男女共同参画課が中心となって進める上で、関係課の横のつながりを大切にしていきたい。

(坂巻会長)

川島委員の御指摘にあるように、どの分野にも関わってくるのが男女共同参画の考え方である。横のつながりを強めながら施策を推進していけるような計画にできれば望ましい。

事務局 (3) (仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度の導入について

(松尾委員)

三点について意見がある。一点目は、事務局の説明では悪用という言葉が多く出てきた。悪用は、異性同士、婚姻でも起こりやすく、むしろ悪用しやすいと言える。悪用について市が発言することは、その部分が強化されてしまう。法律上の婚姻関係にある夫婦においても起きることなので、その感覚は下げていただきたい。

二点目は、資料3-1については、市の考え方として公開される。市民からいただいた意見でも間違っている内容については、きちんと回答しておいていただきたい。例えば、No.46の高校生のご意見では「東京では同性婚が認められると聞いた」と書いてあるが、実際は認められていない。明らかに間違っている意見は指摘したほうがいいと思う。

三点目は、今回、分類Aの「骨子案に反映します」が0というのも気になっている。例えば、公務員や公立に関しては、是非公務員から実施してもらいたい。公務員から実施していくことで、企業に繋がっていくと思う。公務員からやってもらいたいという意見、結構出ていると思うので、そのような意見に関しては、やはり反映してもらいたい。公務員からやっぱりどんどん進めていかないと、企業は納得してくれないと思うので、その部分は考えていただきたい。

(坂巻会長)

松尾委員の意見に賛成する。分類の内容を少し変えたほうがいいのではないかという印象を持った。Q&Aに取り入れるという話もあるので、取り入れ方がわかるような書きぶりにした方がいいのではないかと思う。

(松林委員)

実施要綱について質問です。要綱、本当に良くできているなど思う。

第2回審議会の繰り返しにもなるが、「要綱第2条(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し

合うことを約した二人の関係をいう。」とある。

これは、例えば、前回、対象を事実婚も含めると間口が広がってしまい、本来の目的がぶれるという意見もあった。事実婚の人たちも対象にしていいと考える。なぜかというところからは高齢の方も同棲を望む人たちも出てくると思うからである。子ども達からの反対や相続のこともあるため婚姻届を出せないが、事実婚はしたいという高齢者もいると思う。また、夫婦別姓を望む人たちもいると考える。

そういうことも含め、事実婚の方たちもパートナーシップの対象としたい。

資料3-2の3ページに「(宣誓書受領書等の返還)、(3) 双方が市外に転出したとき。」とある。

先日の新聞では、他市との連携について掲載されていた。返還せず、他市に転居しても、静岡市の証明書が活きるように、他市との連携を進めてほしい。例えば、静岡市と浜松市と連携を結ぶことができれば、静岡県の中でもさきがけになると考える。他市や他県に転居しても、静岡市の証明書を活かして使えるような制度となるよう進めてほしい。

(坂巻会長)

パブリックコメントにおいても連携についてご指摘があった。県内の他自治体や県外の自治体とも連携を進めていただきたい。

松林委員の御意見の前半についてであるが、事実婚の方を含め広い射程を持っているのが静岡市の制度であると理解している。旧姓使用等を希望されており、法律婚を選べない方もいらっしゃる。お子さんの問題とかも出てくると思う。ご意見にあったように、対象は性的少数者の方等や同性婚を希望される方だけに限らない、非常に広い制度であることも推していただければと思っている。

(田中志保委員)

宣誓したカップルがパートナーシップを解消する理由としては、DVなど色々な場合が考えられる。解消については、どちらか一方が死亡したときだけではなく、どちらか一方がこれに準じなくなったときのような表現が入っているとよいと考える。

(葦名委員)

要綱案における宣誓の要件第3条(4)についてです。事実婚が議論されている中で、この条項における表現が気になる。「双方が婚姻(事実婚も含む。)しておらず」ということは、このままだと「事実婚の方は使えない」と読めてしまう。この表記のままだと、異性間の内縁関係、婚姻に近い状態まで保護が認められている分野が含まれていないという受け取りをしてしまう。ここの工夫が必要と考える。

(坂巻会長)

葦名委員に御質問がある。事実婚の方も実際上それを証明するのが難しくあるいは面倒で、法上得られうる保護や便宜が得られにくいということがあれば、こちらの制度を併用して使っていただくのが便宜であるように思われる。そのような理解でよいのだろうか、法上の保護があるので対象外としても特に問題はないと言えるのだろうか。

(葦名委員)

ご質問ありがとうございます。弁護士においても意見が分かれることが前提となる。事実婚や内縁関係というのは、定義が曖昧なところがあり、一方は事実婚の内縁関係だと思っけていても、片方がそう思っけていなかったりということが往々にしてある。

田中委員から御指摘があったように、法律婚だと認められる保護が、事実婚だと主張する人達の間でどこまで認められるか、双方に温度差があると紛糾することが調停の場などでよくある。

個人的な見解としては、法的な身分形成でないものの、市役所の下で申請して、お互いに宣誓した証明書を持っているのが前提であるので、法律上今まで保護されてきた内縁関係や事実婚と同様の保護を検討すべきだと議論しやすくなると思う。

以上のことから、当制度を活用していただくのは良い方向性であると思う。

(坂巻会長)

そうであるとすれば、第3条(4)中にある「(事実婚を含む。)」を削るとそのような運用が可能になるということと思われる。

ご意見・ご質問、他にはいかがか。

個人的には、病院が大きな問題の1つになっていると認識している。病院で本当に切羽詰まったときに、どのようにすれば当事者の意思を汲んでもらえるか、たとえば、当事者と非常に親密な関係にある方に面会を認めてもらうとか、あるいは処置についてパートナーとしてその方の意見を聞いてもらえるのかということである。

病院においてそのような運用を受けるためには、本制度を病院側に周知するとともに、病院側の要望を反映していくことも必要かと思う。宣誓書受領カードの提示だけでは難しいのであれば、例えば、別途、「もしも万が一こういうことがあったときに、この人に意見を聞いてください」というようなお互いの意思を表示するカードを合わせて配布するといったこともあるかもしれない。

パブリックコメントについてだが、No.101のご意見は、説明、骨子案の文面についての御意見であると思うが、「生きづらさや困難の解消に繋がる解消」というのは「軽減」のほうがいいのではないかと御意見と、「婚姻制度ではありません」ではなくて「異なります」という表現のほうがいいのではないかと考えるご意見である。当事者の方から見たら、この制度ではまだどうにもならない難しさはたくさんあるかと思うので、軽減という表現のほうが適切に思う。また、当事者の方が受ける印象を考えると、「異なります」という表現の方がよいように思う。No.101のご意見についてはご検討いただき、取り入れられる部分があれば取り入れていただきたい。

議論はここまでとする。この会議後、お気づきの点、質問、ご意見などは文書でご提出いただきたい。

全体を通して活発な質疑応答、ご意見を本当にありがたく思う。また、議事進行へのご協力に、心より感謝申し上げます。

パートナーシップ制度は、男女共同参画課の皆様の尽力により目途がついてきたと思う。御尽力に感謝申し上げます。

これから第4次計画の審議に進むことになる。次回の開催は、5月である。その段階である程度原案を出していただくことになるので、今の時点でぜひみなさまのご意見をいただきたい。言いそびれた点、お気づきの点、推進していきたい点など、文書でお教えいただくようお願いしたい。次回の審議会まで間隔があるので、ぜひともよろしくお願ひしたい。

本日の審議は以上で終了とする。進行を事務局にお返しする。